

消費税率引上げに関し、万全の対策を求める重点要望

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税率が 10 %に引き上げられることにより、消費マインドの冷え込みや中小企業等の設備投資意欲の減退による地域経済への影響が危惧されます。

また、軽減税率の導入により、事業者には複数税率対応のレジや経理システムの導入等の新たな負担が発生するとともに、消費者にも混乱が生じることが想定されます。

こうした中で、個人消費の喚起や中小企業への支援、積極的な広報や丁寧な相談対応など適切な対策を講じ、府民生活や地域経済への影響を最小限にしていく必要があります。

また、少子高齢化が進む中で、消費税率の引上げに伴う増収分を、子育てや医療、介護など社会保障制度の充実に充当し、地方財政需要の増大に対する地方税財源を確保した上で、子供から若者、お年寄りの誰もが安心できる暮らしの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

折しも、10月15日には、消費税率引上げに当たって、

- ・全世代型の社会保障制度へと大きく転換し、同時に財政健全化も確実に進める
- ・あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないように全力で対応
- ・来年度、再来年度予算において、消費税対応で臨時・特別の措置を講じ、消費税率引上げによる経済的影響を確実に平準化できる規模の予算を編成する

と安倍内閣総理大臣が発言されたところです。

つきましては、政府におかれては、府民生活、地域産業、地方税財政への影響を最小限にするため、以下の要望項目について、格別の御理解と御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

■ 消費税率の引上げとそれに伴う対応

消費税率引上げに伴う経済対策の実施

消費税率の引上げに伴う買い控えなどにより地域経済に影響が出ないよう、国において、地方自治体の意見も踏まえ、個人消費を喚起する対策を強力に推し進めるとともに、中小企業や商店街の活性化のため、以下をはじめとする総合的かつ積極的な実効性のある対策を着実に実施いただきたい。

(要望事項)

- ・ 中小企業の設備投資意欲を喚起する支援制度の創設
- ・ 中小企業の生産性向上や経営改善に要する経費に対する補助制度の創設や国内外の販路開拓等への支援
- ・ 商店街のにぎわいづくりや環境整備などへの支援
- ・ 国内外からの観光需要の喚起

軽減税率制度等の円滑な導入に向けた対応の徹底

消費税率の引上げや軽減税率制度に伴い措置される

- ・ 複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に係る軽減税率対策補助金
- ・ ポイント還元といった新たな手法による支援

を活用するに当たって、国において、事業者や地方自治体に負担や混乱が生じないように万全の対策をとるとともに、分かりやすい広報等の徹底や時間的余裕をもった説明会の開催、外国人観光客等にも配慮した広報など、必要な対策を講じていただきたい。

消費税の便乗値上げ・転嫁拒否等への監視・指導等

府民生活や中小企業への悪影響を防ぎ、便乗値上げの防止や取引先への消費税の適切な転嫁を確実にを行うため、国において、便乗値上げ・転嫁拒否等に対する監視・取締りや、事業者への指導・周知を徹底するとともに、「便乗値上げ情報・相談窓口」（消費者庁）や「消費税価格転嫁等総合相談センター」（内閣府）等の相談窓口機能を充実・強化するなど、府民からの相談に丁寧に対応できる体制を構築していただきたい。

■ 地方税財源の確保

地方財政需要の増大に対する財源の確保

経済財政運営と改革の基本方針 2018 において、「消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制」し、「需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を 2019・2020 年度当初予算において講ずる」こととされている。

- 当該措置の実施に当たっては、国と地方の役割分担や負担のあり方をできる限り早期に明らかにするとともに、地方と必要な協議を行っていただきたい。
- なお、当該措置に係る地方の役割に応じた財政需要については、的確に把握し、歳出に特別の加算措置を設けるとともに、必要な財源を確保していただきたい。
- 車体課税の見直しについては、自動車税が都道府県の基幹税であり、代替財源のない減税は地方の社会インフラ財源を減少させるものであることに鑑み、地方財政に影響を与えないようにしていただきたい。

消費税率 10 % 段階における税源の偏在是正措置の確実な実施

地方消費税は地方法人課税等と比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、依然として地方自治体間の格差が生じる等の課題があり、消費税率 10 % 段階における偏在是正措置として、法人住民税法人税割の一部地方交付税原資化を進めることとされている。

- 地方法人課税については、現在の地方法人特別税・譲与税が有する偏在是正機能も踏まえ、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性の小さい地方税体系を構築していただきたい。
- 地方法人課税の偏在是正措置の実施により生じる財源については必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置とされたい。
- 法人事業税交付金については、都道府県が特別の需要に対応するため独自実施している超過課税による税収を、課税自主権の観点から、交付金の財源から除外するなど、制度開始前に地方の意見を踏まえて対応を検討していただきたい。

■ 社会保障財源の一層の充実

社会保障財源の一層の充実

消費税率引上げによる増収分については、介護人材の処遇改善や私立高等学校授業料の実質無償化など介護や子育て等の社会保障の充実・安定化に向けた財源に充当するとともに、「新しい経済政策パッケージ」の実施に伴う地方の役割に応じた財政需要を的確に見込むことで、他の財政需要を圧縮することなく、標準的な行政サービスの提供に必要となる総額を国の責任において確保していただきたい。

なお、「平成 31 年度地方財政収支の仮試算」では、消費税率引上げや「新しい経済政策パッケージ」の実施等に伴う歳出・歳入の増が含まれておらず、その影響額は多額であると見込まれることから、その影響額を早期に明示されたい。

(充実施策)

- ・ 幼児教育の無償化
- ・ 高校生の就学支援
- ・ 介護人材の確保
- ・ 年金生活者支援給付金
- ・ 低所得者の介護保険料軽減の更なる強化 等

【京都府の担当部局】

総務部	財政課	075-414-4424
	税務課	075-414-4429
	自治振興課	075-414-4454
府民生活部	消費生活安全センター	075-671-0030
商工労働観光部	商業・経営支援課	075-414-4839
	ものづくり振興課	075-414-5103